

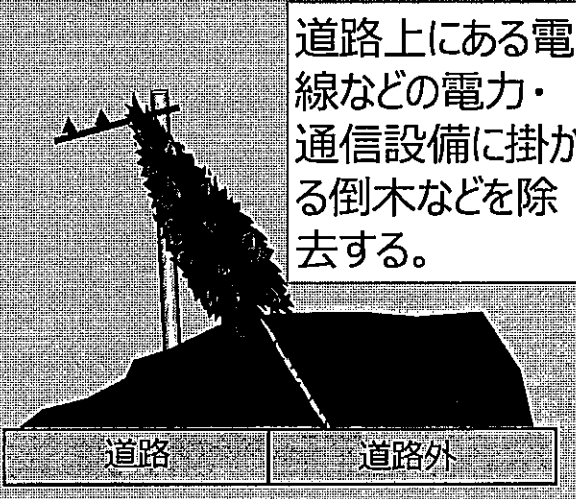



報道発表資料の配付日時 8月31日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	道と電力・通信事業者との「大規模災害時における相互協力に関する協定」の締結について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 趣旨 大規模災害等に伴い大規模な停電や通信障害が発生又は発生のおそれがある場合、道と事業者が相互に協力して、迅速かつ的確に対応することにより、住民生活の早期安定を図るための協定を締結するもの。</p> <p>2 協定の相手方 (1) 北海道電力(株)及び北海道電力ネットワーク(株) (2) 東日本電信電話(株)北海道事業部</p> <p>3 協定内容 (1) 平時 ア 年1回以上の連携訓練の実施 イ 電力供給・通信復旧を優先すべき重要施設リストの共有 (2) 災害時 ア 事業者から北海道災害対策本部へのリエゾン派遣 イ 停電・通信障害時における重要施設への電力・通信の優先供給・復旧 ウ 災害復旧活動における相互協力(概要は別紙のとおり) エ 停電・通信障害復旧作業に支障となる樹木・土砂などの除去作業 イ 道道の通行に支障となる電力・通信設備の除去作業</p> <p>4 協定締結日 令和3年8月31日(火)</p>		
参考	電力事業者との協定については、令和元年9月の房総半島台風(台風第15号)で発生した長期停電等への対応に関し、国が取りまとめた検証レポート(令和2年3月)で、電力会社と都道府県の連携強化を図るよう提言があったことを受け、全国的に取組が進んでいるものです。		
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク	北海道電力(株)から北海道経済記者クラブに同時配付	
担当 (連絡先)	総務部危機対策局危機対策課(担当者:課長補佐 阿部 憲明) TEL ダイヤルイン 011-204-5008(内線22-556)		

「北海道と電力・通信事業者との災害復旧活動における相互協力」の概要

大規模災害時において、電力・通信事業者が自らだけでは対応が困難な場合（作業員が不足している場合や重機・車両等の資機材が不足している場合）に、北海道へ支援を要請するものである。

目的	ケース	従来の考え方	協定による考え方
<p>停電・通信障害復旧作業に 支障となる樹木・土砂などの 障害物の除去作業</p>	 <p>道路上にある電線などの電力・通信設備に掛かる倒木などを除去する。</p>	<p>電線などに掛かる倒木などの除去は、感電などの危険を伴うため、事業者が実施。</p> <p>北海道電力又はNTT東日本が実施</p>	<p>除去作業の支援が必要な場合、事業者が北海道へ支援を要請し、事業者技術員の指示に基づき北海道が除去作業を支援。</p> <p>北海道電力又はNTT東日本が実施</p> <p>+</p> <p>北海道が支援</p>
<p>道路の通行に支障となる電力・通信設備等の除去作業</p>	 <p>道路上に倒れた電柱などを除去する。</p>	<p>道路上に倒れた電柱など電力・通信設備の除去は感電などの危険を伴うため、事業者が実施。</p> <p>北海道電力又はNTT東日本が実施</p>	<p>除去作業の支援が必要な場合、事業者が北海道へ支援を要請し、事業者技術員の指示に基づき北海道が除去作業を支援。</p> <p>北海道電力又はNTT東日本が実施</p> <p>+</p> <p>北海道が支援</p>